

府政経シ第 885 号
平成 27 年 12 月 15 日

各省庁 PFI 事業担当官 殿

内閣府政策統括官(経済社会システム担当)(公印省略)

「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」について(要請)

平成 27 年 12 月 15 日に開催された民間資金等活用事業推進会議において、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」(別添 1)が決定されましたので、通知いたします。

各省各庁の長は、当該指針を踏まえ、平成 28 年度中のできる限り早い時期に優先的検討規程を定め、当該規程に基づく取組を行っていただくとともに、所管公共法人に対し、当該指針が決定されたことを通知し、同様の取組を行うよう要請していただきますようお願いいたします。

また、公共施設整備事業を所管する大臣は、当該指針において、優先的検討規程を定める場合に参考となるべきガイドラインを定めることができることとされていることを踏まえ、必要に応じて、ガイドラインを定めていただくとともに、地方公共団体の関係部局に対し、当該指針が決定されたことを通知していただきますようお願いいたします。

さらに、地方公共団体及び所管公共法人への通知の際には、当該ガイドラインの策定の予定、活用可能な支援策等についても併せて通知するなどの支援に努めていただきますようお願いいたします。

なお、内閣府としては、本指針の運用に際して参考となる手引きを作成することとしておりますので、活用していただきますようお願いいたします。また、優先的検討をはじめ、PPP/PFI の推進に資する支援措置(別添 2)を講じておりますので、当該支援措置を活用することについても御検討いただきますようお願いいたします。

府政経シ第 886 号
総行地第 154 号
平成 27 年 12 月 17 日

各都道府県 PFI 担当部長 殿
市町村担当部長 殿
各政令指定都市 PFI 担当部長 殿

内閣府政策統括官(経済社会システム担当)(公印省略)
総務省大臣官房地域力創造審議官(公印省略)

「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」について(要請)

平素より内閣府及び総務省の施策に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくためには、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であり、多様な PPP/PFI 手法を拡大することが必要となっております。

このため、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)においても「PPP/PFI の飛躍的拡大のためには、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、PPP/PFI 手法について、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討することが必要である。具体的には、国や例えば人口 20 万人以上の地方公共団体等において、一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業については、多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するよう促す仕組みを構築するとともに、その状況を踏まえつつ、適用拡大していく。」とされたところです。

これを踏まえ、平成 27 年 12 月 15 日に開催された民間資金等活用事業推進会議において、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」(別添 1)が決定されました。

人口 20 万人以上の地方公共団体におきましては、当該指針を踏まえ、平成 28 年度末までに優先的検討規程を定めていただきますようお願いするとともに、早期の優先的検討規程の策定が可能な団体におかれましては、なるべく早い時

期に定めていただきますよう特段の配慮をお願いいたします。また、所管公共法人に対し、当該指針が決定されたことを通知し、同様の取組を行うよう要請していただきますようお願いいたします。

その他の地方公共団体におきましても、当該指針を踏まえ、必要に応じて、同様の取組を行っていただきますようよろしくをお願いいたします。

さらに、各都道府県においては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対しても本通知について速やかに御連絡いただき、その趣旨が周知徹底されますようお願いいたします。

なお、内閣府においては、本指針の運用に際して参考となる手引きを作成することとしておりますので、活用していただきますようお願いいたします。また、優先的検討をはじめ、PPP/PFI の推進に資する支援措置（別添 2）を講じておりますので、当該支援措置を活用することについても御検討いただきますようお願いいたします。

また、公共施設整備事業を所管する各省各庁においては、必要に応じて、それぞれ所管する公共施設整備事業について、公共施設等を管理する国、地方公共団体及び公共法人が優先的検討規程を定める場合に参考となるべきガイドラインを定めることとしておりますので、活用していただきますようお願いいたします。

さらに、本指針の検討の参考とするために依頼をした「PPP/PFI の実施状況等に関する調査について（依頼）（平成 27 年 8 月 31 日府政経シ 494 号総行地第 116 号）」の結果について、別添 3-1 及び 3-2 のとおり取りまとめましたので、御報告します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものです。